

# 中間検証報告書を踏まえた 取組の進捗状況について

令和3年3月  
法務省民事局

# 中間検証報告書を踏まえた取組の進捗状況等

## 1 任意後見制度及び保佐・補助類型の利用促進

- 成年後見制度に関する法務省のパンフレット・ホームページを改訂(資料1)
  - ・ 任意後見制度に関する**説明の充実化**
  - ・ 任意後見制度及び保佐・補助類型の事例について、よりメリットを感じられる内容に修正

## 2 後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金の普及

- 平成31年4月～ **成年後見における預貯金管理に関する勉強会フォローアップ会議**
- 令和2年11月 既に導入されている後見制度支援預貯金の仕組みの導入が困難な金融機関における対応策について取りまとめ(資料2)
- 引き続き、保佐・補助制度の下でも利用可能な預貯金管理の仕組みを検討中

## 3 任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保

- 成年後見制度に関する法務省のパンフレット・ホームページを改訂
  - ・ 任意後見制度に関して、「任意後見人となる者は、本人の判断能力が低下した場合には、速やかに任意後見監督人の選任の申立てをすることが求められる」旨の記載を追加
- 来年度以降、**任意後見監督人の選任を促す通知等**を送付予定  
その際、任意後見契約の当事者に対する**利用状況に関する調査**を実施予定

## 4 会社法等の改正に関する周知

- 成年後見制度に関する法務省のパンフレット・ホームページを改訂(資料3)
  - ・ 「会社法の一部を改正する法律」に関するQ&Aを新設、**改正内容や運用上の留意点**などを記載

Q9 任意後見制度とは、どんな制度ですか？



**A** 本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務の内容を公正証書による契約で定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が委任された事務を本人に代わって行う制度です。

本人が十分な判断能力を有する時



本人の判断能力が低下した時



任意後見の開始



Q10 任意後見人はいつから委任された事務を始めるのですか？



**A** 任意後見契約は、家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時から効力が生じます。任意後見人は、この時から、任意後見契約で委任された事務を本人に代わって行います。なお、任意後見人となる方は、本人の判断能力が低下した場合には、速やかに任意後見監督人の選任の申立てをすることが求められます。

Q11 任意後見監督人の役割は何ですか？



**A** 任意後見監督人の役割は、任意後見人が任意後見契約の内容どおり、適正に仕事をしているかを、任意後見人から財産目録などを提出させるなどして監督することです。また、本人と任意後見人の利益が相反する法律行為を行うときに、任意後見監督人が本人を代理します。任意後見監督人はその事務について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の監督を受けることになります。

Q12 任意後見監督人にはどのような人が選ばれるのでしょうか？



**A** 任意後見監督人は、家庭裁判所によって選任されますが、その役割等から、本人の親族等ではなく、第三者（弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職や法律、福祉に関わる法人など）が選ばれることが多くなっています。なお、任意後見人となる方や、その近い親族（任意後見人となる方の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹）等は任意後見監督人にはなれません。

任意後見監督人  
選任事例



- 本人の状況：脳梗塞による認知症の症状
- 任意後見人：長女
- 任意後見監督人：弁護士

本人は、記憶力や体力に衰えを感じ始めたことなどから、将来に備えて、できる限り自宅で生活を続けたいといった生活に関する希望などを伝えた上で、長女との間で任意後見契約を結びました。その数か月後、本人は脳梗塞で倒れ、左半身が麻痺するとともに、認知症の症状も現れました。そのため、任意後見契約の相手方である長女が任意後見監督人選任の審判を申し立て、家庭裁判所の審理を経て、弁護士が任意後見監督人に選任されました。

長女は、任意後見人として、事前に把握していた本人の意向を尊重し、本人が在宅で福祉サービスを受けられるようにしました。

## 不正防止策として考えられる仕組みのイメージについて

→ 資金の流れ

┌ ─┘ 後見人が代理人として行う取引

■ 第三者によるチェックを行うことが考えられる取引

■ 1回あるいは1か月当たりの引出額制限や関係者への通知を行うことが考えられる取引

大口預金と小口預金の金額  
については後見人において検討

┌ ─┘ ⑤定期的な定額送金の設定・変更 (注) ─┘

小口預金口座

大口預金口座

⑥送金

⑦送金

入金

⑧払戻し

送金

①口座開設

②解約

③入金

④払戻し

他人口座

送金

後見人

(注) 定期的な定額送金サービスの設定のない金融商品も許容されるが、これは、各金融機関において定期的な定額送金サービスが設定された金融商品の導入に至るまでの間にやむを得ず講じる次善の方策として位置付けられている。

Q8

株式会社の取締役をしていますが、  
後見開始の審判を受けた後も、  
取締役を続けられるのでしょうか？



A

令和元年に「会社法の一部を改正する法律」等が成立し、成年被後見人及び被保佐人も株式会社の取締役<sup>しや とりしまりやく</sup>に就任<sup>しゅうにん</sup>できることとなりました。もともと、取締役等<sup>とりしまりやくとう</sup>は、その資質や能力等を踏まえて株主総会<sup>かぶぬしそうかい</sup>で選任<sup>せんにん</sup>されるため、取締役等<sup>とりしまりやくとう</sup>への就任後<sup>しゅうにんご</sup>に判断能力<sup>はんぱんのうりょく</sup>が低下<sup>ていか</sup>して後見開始<sup>こうけんかいし</sup>の審判<sup>しんぱん</sup>を受けた場合には、一旦<sup>いちだん</sup>はその地位<sup>ちい</sup>を失<sup>うしな</sup>うこととされており、再び取締役等<sup>とりしまりやくとう</sup>に就任<sup>しゅうにん</sup>するためには、改めて株主総会<sup>かぶぬしそうかい</sup>の決議等<sup>けつぎとう</sup>の所定<sup>しよてい</sup>の手続<sup>てつづき</sup>を経<sup>へ</sup>る必要があります。

